

# 会 議 録

会 議 名	令和5年度（2023年度）第4回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
日 時	令和6年（2024年）1月26日 10時00分～12時00分
場 所	八王子市役所本庁舎 職員会館第2・3会議室
出 席 者 氏 名	委 員 山田 幸一委員、山城 江美子委員、田中 泰慶委員、 鈴木 長一委員、井出 勲委員、澤井 菊男委員、添石 遼平委員、平川 博之委員、 山内 英史委員、塚本 恵里香委員、荒井 雄司委員、 下田 直啓委員、杉原 陽子委員（15名）
	臨 時 委 員 秋山 純委員、福井 正樹委員、矢口 栄司委員（3名）
	事 務 局 福祉部 松岡 秀幸部長 高齢者いきいき課 吉本 知宏課長、野口 純主査、辻 誠一郎主査、伊藤 茜主任、 西山 愛主事 高齢者福祉課 小林 真毅課長、田代 雅人課長補佐兼主査、中村 鳩子主任、 竹内 三枝専門職 佐藤 一広高齢者あんしん相談センター由井センター長、 小島 文恵高齢者あんしん相談センター追分センター長、 村下 佳秀社会福祉士 介護保険課 中山 あずさ課長、長谷部 晃一課長補佐兼主査
欠 席 者	2名（千種 康民委員、村上 正人委員）
次 第	1 開 会 2 地域ケア推進会議 重層的支援に課題のある家族への地域包括ケア体制について（2回目） 3 議 題 八王子市恩方老人憩の家のあり方について 4 報 告 （1）地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他市との比較について （2）八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について （3）介護サービス事業に係る基準条例の改正及び廃止について （4）第4期高齢者福祉専門分科会の市民委員の選考について （5）令和6年度高齢者福祉専門分科会の日程について 5 その他 6 閉 会
公開・非公開の別	公開
傍 聴 人 の 数	0人
配 付 資 料	次第 資料1 重層的支援に課題のある家族への地域包括ケア体制について（2回目） 資料2-1 八王子市恩方老人憩の家のあり方について 資料2-2 恩方老人憩の家 基本情報 資料2-3 恩方農村環境改善センター 基本情報 資料2-4 憩の家・老人福祉センター 全国の数 資料3-1 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他市との比較について 資料3-2 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域比較一覧 資料4 八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について 資料5 介護サービス事業に係る基準条例の改正及び廃止について 資料6 第4期高齢者福祉専門分科会の市民委員の選考について 資料7 令和6年度高齢者福祉専門分科会の開催日程について 意見書

辻主査

## 1 開会

それでは、皆様、まだ全員おそろいではないのですが、本日、議題も多い関係で定刻で始めさせていただきます。令和5年度第4回八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開会いたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

次第

資料1 重層的支援に課題のある家族への地域包括ケア体制について(2回目)

資料2-1 八王子市恩方老人憩の家のあり方について

資料2-2 恩方老人憩の家 基本情報

資料2-3 恩方農村環境改善センター 基本情報

資料2-4 憩の家・老人福祉センター 全国の数

資料3-1 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他市との比較について

資料3-2 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域比較一覧

資料4 八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について

資料5 介護サービス事業に係る基準条例の改正及び廃止について

資料6 第4期高齢者福祉専門分科会の市民委員の選考について

資料7 令和6年度高齢者福祉専門分科会の開催日程について

意見書

最後に、先ほど配られましたカラーのチラシ、「ケアマネジャーさんと協力が必要です」というもの、こちら今日の資料1に関連して配っているものです。

以上となりますが、不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、次に会議の公開・非公開についてですが、八王子市社会福祉審議会条例の施行規則第4条及び八王子附属機関及び懇談会等に関する指針第12に基づき、原則公開となっております。また、公開することが適当でないとき、非公開の決定を行うこととなっております。

本日、欠席について、村上委員から欠席のご連絡をいただいております。また、荒井委員、千種委員はまだお見えになっていないのですが、開催要件としてはいずれにしても満たしております。

本日、傍聴者はいらっしゃいません。

会議録については、八王子市社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会運営要綱第7条に基づき、事務局で調整し、その後、会長のご確認をいただくという流れとなっております。

そして、今回は、今期の分科会の最後ということで、議論の様子を途中で写真に撮らせていただいたり、会議終了後に集合写真を撮らせていただければと思いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ここからは、八王子市社会福祉審議会条例の第4条第3項及び第6条第6項の規定に基づき、議事の進行を会長に委ねます。お願いいたします。

平川会長	<p>おはようございます。今日は、今年度最後の分科会となりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>平川会長</p> <p>田代補佐</p>	<p><b>2 地域ケア推進会議</b></p> <p>それでは、早速、今日の議題に行きたいと思ひます。</p> <p>地域ケア推進会議の資料1「重層的支援に課題のある家族への地域包括ケア体制について」、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>皆さん、おはようございます。高齢者福祉課の田代です。よろしくお願ひいたします。資料1をご覧ください。</p> <p>本日は、前回に引き続き、重層的支援に課題のある家族への地域包括ケア体制についての2回目ということになります。今回は、重層的支援に課題のある家族の実態把握、早期発見・早期対応の取組についてとなります。</p> <p>スライドの2ページをご覧ください。</p> <p>前回の地域ケア推進会議におきましては、課題のある家族の現状と問題を確認したところでございます。その中で、各センターで開催する地域ケア会議から地域ケア推進会議への課題としても三つの項目がありました。これらについて取り組むべき課題を明確化していきたいと、そのように考えています。今回は、地域ケア会議として重層的支援に課題のある家族の実態把握や、早期発見・早期対応の取組を行っている高齢者あんしん相談センターの事例報告を参考に、効果的・効率的な実態把握について、その課題や手法について審議いただきたく思ひます。</p> <p>引き続き、本日のタイムスケジュールでございますが、私の説明後、高齢者あんしん相談センター由井から事例報告を20分間、高齢者あんしん相談センター追分から事例報告を10分間、その後、5分間の質疑応答後、最後の20分間で意見交換をお願いし、合計70分間を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、スライドの3ページになります。</p> <p>これは前回もお示ししたものでございますが、家族支援に関する地域ケア会議から地域ケア推進会議への課題として報告があった案件でございます。今回は一番上段の8050問題やヤングケアラーについて、市として実態調査をする等の必要性を認識する必要があるということについてご意見をいただきたいと思ひています。</p> <p>続きまして、スライドの4ページに進みます。ここは実態把握の必要性であります。</p> <p>平成12年に創設された介護保険制度は、現在700万人弱の方が利用しております。しかしながら、介護サービスの利用者であっても、多くの家族は心理的な負担感や孤立感を有しており、特に認知症の場合はこの傾向が強いと言われております。こうした中、推計146万人とされるとひきこもり状態にある人のうち、特に80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題も顕著となってきており、重篤な事件も発生しております。また、ヤングケアラーも含め、隠れた「課題のある家族」を早期に発見していくことで負担軽減を図ることは、虐待や介護離職を未然に防ぐものであります。そのために、地域の実態把握は早期の支援につなげる最初のアクションであり、重要な取組と考えております。</p> <p>それでは、重層的支援に課題がある家族の「実態把握」に取り組んだ地域ケア会議の事例報告を、高齢者あんしん相談センター由井、佐藤センター長より報告させていただきます。</p>

佐藤センター長

きます。

皆さん、おはようございます。高齢者あんしん相談センター由井の佐藤と申します。20分、事例報告ということでさせていただきます。よろしくお願いいたします。座って報告させていただきます。

高齢者あんしん相談センター由井なのですが、昨年5月に引っ越ししております。はちまるサポートセンター由井さんと同じ事務所の中に移転しております。現在、パーティション1枚で区切られています。以前、別の建物で連携をしていたのですが、同じ建物になることで以前より密に連携が図れるようになったなど感じております。実際ご利用者様も、はちまるサポートさんに相談後、うちのセンターに相談をそのままの流れでいただくということも多くなってきています。

今回、由井のほうでひきこもりの実態調査を行ったのですが、まず初めになぜこの実態調査をしたかということをお話しさせていただきます。大きく三つございます。

まず一つ目なのですが、当センターにおいては地域をブロックごとに分けておりまして、民生委員さん、自治会、町会の方と定期的に地域の情報共有、課題の検討を行う地域ケア会議というものを開催しております。その中で、ご高齢の方だけではなく、同居のお子様のことを気にかける声がちらほらと聞き始めることが多くなってきておりました。存在は確認しているがなかなか両親からお子様の話題が上らないですとか、あと、以前仕事をしていましたが日中全く最近出る気配がないというような声が上がっています。

二つ目に、相談の中でケアマネジャーさんからこのような相談がございます。介護保険のヘルパー支援を導入しようと考えているが、同居の子がいるのかいないのか確認が必要だがその辺りが語られない、教えてくれない。はたまた、お子様のためにご高齢のご本人が買い物をして、とても負担だがなかなかそれがやめられないというか、仕方なく続けているというようなお話もあります。

三つ目には、虐待事例の中で、同居のお子様を経済的な問題、介護の負担、はたまた家族同士の関係性の不調など生活のしづらさがそこにあって、そのことの葛藤をきっかけに親子間で衝突、暴力であるとか経済的な搾取が発生することが事例として非常に多くなってきております。

このような現状があり、8050問題の取組が高齢者の権利擁護につながり、地域の課題解決につながると考え、実施したところであります。そのために、まず圏域内で実態把握と課題の共有、支援者の意識の醸成支援が必要と感じたところです。

少しここで事例の紹介をさせていただきます。実際の虐待事例ですね。

(子から母に対する虐待事例の紹介。子は仕事をやめ10年以上外出していなかったが、包括の支援により就職した。)

このケース、事例を簡素化しているのも簡単に結びついてしまったと思われるかもしれませんが、実は1年以上かかかっていまして、割とスムーズに運んだケースではあるのですが、中には2年、3年かかるケースもたくさん存在しています。

このケースで、世帯単位で関わることの重要性和複数機関が連携することの必要性とともに、お子様の支援がひいては高齢者の権利擁護につながると感じたところです。あわせて、誰かが不調に陥ったときに第三者が適切な場所につながり情報提供することが改めて必要だと感じた事例でもあります。同時に、支援の困難感や負担感を支援者として

感じる場面でもあります。

以上のように、地域の声、支援者の声、現場の状況からこの8050問題は取り組むべき課題と判断して、実態調査につながったということです。

今回、実態調査においては、調査対象を圏域内の民生委員さんに絞りました。本来であれば圏域内全体の事業所並びに多くの職種を対象にした方々に調査を行いたいところなのですが、正直、一包括が実施するということには負担が多過ぎるのが現状です。ほかの業務も膨大にある中で広範囲の調査というのはなかなか難しいと判断したところで、民生委員さんに絞ったところですが、なぜこの民生委員さんに絞ったかということなのですが、民生委員さん、専門職とはまた違い、一住民であることの強みが非常にあると感じています。一人暮らし、高齢者世帯の情報にかかわらず地域のリアルな生の情報が集まっておりまして、当事者との接点が途切れない関係性を持つ民生委員さんという意味で選定しています。調査数は、21名中、回答が15名から得られ、回答率が7割になっております。

このような調査票を作成して、選択記述式として郵送で実施をしております。質問項目に関してはスライドが見つらいのでざっくり私のほうで説明させていただきますが、例えば8050問題について身近に感じるか、支援が必要と思われる世帯があるかどうか、どのようなきっかけで担当したか、はたまた相談窓口を活用したことがあるか、これからどのような取組が必要か等の項目としております。

続いて、調査の結果になります。民生委員さんの8割が8050問題を身近に感じておりまして、支援が必要と感じる世帯が4割あるという回答をいただいています。既に地域でも支援が必要と思われる世帯が12件程度あるという中で、その世帯に関してはどんな課題がありそうかということでは、地域との関係性、孤立の有無、あと経済的な問題、そのほかの意見としては、親がまだ元気だから今問題ないですよというような当事者の意識、あとは、支援者の声かけの支援のタイミングが分からない、どのような関わりをすればいいか分からないということや、はたまたご本人たちが内容を語りたがらない、つまり当事者のSOSの出しづらさが出たところです。

どのようなきっかけで把握したかの問いに関しては家族からの相談が多いのですが、ここが特徴だったのですが、「見守り時や近隣住民からの情報提供」という回答が多くあり、民生委員ならではの寄り添ったネットワークがあると感じたところがございます。

以上の結果を踏まえて、センターとしては、地域の支援者である民生委員、家庭に入る接点が多いケアマネジャーさんが、さらに他人事ではなくて我が事として捉え、具体的な支援の第一歩を踏み出せるように、市内の8050問題の現状、または当事者への関わり方、相談窓口の周知を目的に8050問題の講座を実施したところです。それが8050に問題を考える勉強会です。ポイントとしては、はちまるサポートさんと自立支援課さんと連携を図り、八王子市内の具体的な事例の紹介、相談窓口の具体的な役割・機能を学ぶ趣旨で開催いたしました。参加者は18名、ケアマネジャーさん12名、民生委員さん6名での参加となったところです。

勉強会終了後、アンケートから見えてきたことがあります。実際、支援の必要性が理解でき、該当する世帯があれば声をかけていきたいというケアマネジャーさんの声があり、意欲的な意見もたくさん聞かれました。一方で、当事者の存在は訪問のときに感じ

ているのですが訪問者の姿が見えない、そして見えたとしてもコミュニケーションの拒否があつてか関われない、そして具体的に相談されても対処の仕方が分からないというような新たな課題が聞かれたところです。

8050の取組として、やはり介護保険制度の利用をきっかけに家に入ることが多いケアマネジャーさんの認識や関わりがとても重要になるというところを考へて、次のステップとしてケアマネ交流会の開催を決定しました。目的としては、ケアマネジャーの皆さんにひきこもり支援の具体的な方向性のイメージ、ゴールのイメージが少しでも良いなという思いから開催いたしました。あわせて、ひきこもり世帯への具体的な関わり方が理解でき、問題を抱える家族への支援につなげる一歩である具体的な行動の参考にしてもらえるとありがたいなということです。さらには、この8050問題を抱えるご家族に会ったとき対応の仕方が分からずに見て見ぬふりになってしまうように、どのように支援につなげていくべきか、また、地域でどのような関わりができるかを考えることを狙いとして実施しました。当日は15名のケアマネジャーさんが参加して、ひきこもりをはじめ生きづらさを抱えた人・家族へのサポートを業務としているNPO法人ゆどうふさんとの連携にて行いました。

ゆどうふさんですが、居場所づくりや社会参加、自己表現をサポートするNPO法人さんであり、臨床心理士さんが運営しているところになります。

交流会の結果、ケアマネジャー皆様からのアンケートから見えてきたところなのですが、民間にもこのような支援をしてくれるところがあるんだということが初めて知れたということで、実際紹介していきたい、合わせて8050世帯への関わり方も理解が進み、スモールステップで進めていくことが大切だというご意見も頂戴しております。課題に直面する前からの当事者世帯との関わり、関係性の構築が大切であることが理解できた、併せて参加者同士の連携のきっかけの場になったという声があり、具体的な関わり方の理解が進み、地域での連携の場となったところです。

ここまでの実態調査、勉強会、交流会の実践から見えてきたこととして、大きく三つございます。

まず初めに、実態調査を行ったところで地域のリアルな情報を収集することができました。あわせて、潜在的に課題のある、これから支援が必要となるであろう「つながれていないケース」を把握することができました。それと同時に、今回、由井独自にアンケート調査を実施したのですが、やはり単一の高齢分野からだけの調査であると限定的ですので、単一の分野だけではなくて、このひきこもり課題の特性から、社協さん、家族会、教育委員会、ハローワーク等の分野横断的な連携を図った上での市全体的なひきこもりに実態調査の実施があると、さらに具体的な施策の展開につながるかなと考えたところです。

二つ目に感じたところが、支援者、当事者、地域の課題をそれぞれ把握できたということです。地域の支援者においては、やはり当事者世帯への関わり方について戸惑いをもつ方が非常に多くございます。そのような声も多くあります。当事者のひきこもりの状態から回復までの心理的な状態の変化、家族の生活のしづらさの理解が進むことで、できることの一歩として適切な関わり方を理解することができたという声も上がっております。そして今後、専門職による相談援助技術の向上、さらには社会資源の周知や活

用が必要と感じています。

そして、三つ目なのですが、8050問題の背景であるひきこもり課題への対応は、ひいては高齢者の権利擁護のみならず住民全員の権利擁護につながり、併せて高齢期における虐待の予防にもつながると感じたところです。中には4、50代のひきこもりの方、10代のときから始まっている場合も多くあります。その際に適切な支援がなされないことから長期化するということもありまして、背景にはご家族関係の不調和、経済的な問題、要介護者の認知症の出現、当事者の精神的な疾患の存在、様々な要因がございます。それ以前のきっかけとしても、幼い頃のトラウマ的な体験であるとか、職場でのトラブルによる離職、そこから社会から、地域から孤立し、関係性から孤立しているという現状があり、これは誰しも直面する事柄でもあるのかなと考えております。だからこそ、若年期から更年期まで、そのような生活のしづらさが発生したときに相談窓口につながるように、例えばアウトリーチ型のカウンセリング等の心理的な支援ですとか、自治体によるひきこもり等のSNSのカウンセリングの窓口の設置ですとか、多様で多様な適宜、医療、福祉、心理職と柔軟に連携が図れる仕組みがほしいなど感じたところです。

また同時に、単一の機関での「発見、介入、見守り」ということが非常に難しいです。時間もかかります。あわせて関係性の構築がとても大事なので、単一の機関では限界を感じています。ですので、身近な地域の中でわずかな可能性も捉えてアプローチするには、多くの機関の専門性と、あと身近な地域の住民の理解、力も必要になると考えています。さらには、ひきこもり課題に関しては、ご本人、ご家族のSOSの叫びとして捉えて対応していくことが高齢者の権利を、さらには住民の自殺予防にもつながると考えております。

そして、最後に、今後、由井としての取組を二つ考えています。

一つは、ひきこもり課題に対する地域の理解促進、まだまだ不足しているなど実感しております。あわせて、はちまるサポートさん等との協働での場づくりを行っていきたいと考えています。親の介護ですとか当事者の離職等、誰もがひきこもりの状態になる可能性があるというところを踏まえると、身近な住民、家庭に入ることが多い専門職が、この状況、ひきこもりへの理解を示して適切に伴走する、つなぐことが重要と考えています。そのためには、民間事業者、住民のひきこもりについての正しい理解の促進、啓発活動、最終的な目的が就労だけではなくて主体性をもった社会とのつながりづくり、地域の中での高齢者も含む居場所づくりの実践をしていきたいと考えています。

二つ目は、長期化させない対応の強化として、適切に必要な世帯への関わりができるように、多職種、他機関との横断的連携での対応、地域の中での取組が進化するようなケア会議の開催を考えております。そして、適切な機関につなげられる相談援助技術の向上、ケアマネジャーさんへの支援、併せて家族へのメンタルヘルスのサポートや心理職との連携、適切な機会のつなぎを行いたいと考えております。

以上が、あんしん相談センター由井が調査、それから実態把握、そして勉強会、交流会を開催した流れとなっております。

以上が事例報告でございます。ご清聴ありがとうございました。

続きまして、次の事例報告は「早期発見から早期対応に取り組む地域ケア会議」の事

村下社会福祉士

例報告を、高齢者あんしん相談センター追分、村下社会福祉司及び小島センター長より解説させていただきます。

皆様、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました、高齢者あんしん相談センター追分の村下と申します。本日はこのような機会を頂戴しましてありがとうございます。申し訳ありません。座ってご報告させていただければと思います。

まず、当包括の取組等について、私のほうから説明をさせていただければと思います。

当包括につきましては、コロナ禍令和2年10月に開所いたしまして、そこからかれこれもう4年目に入っておりますが、当包括が開所した直後から、表にありますような8050問題、いわゆるヤングケアラーの世帯に関わることがありました。こちらは令和2年の10月開所から令和2年の年末までに3件このような該当事例がありました。

(3件の事例紹介)

それぞれの事例につきまして、こちらの世帯はヤングケアラーとか若者のケアラーの世帯じゃないですかですとか、8050問題、いわゆるひきこもりの方がいらっしゃる世帯じゃないですかということ、こちらからケアマネジャーさんにアプローチをさせていただいたことが共通点になっています。

1枚めくっていただきまして次のスライドです。こちらから「ケースから見える「共通点」というところなのですが、実際にそのケアマネジャーさんの方はご本人様の支援に注視されている、それは当然なのですが、ご家族へのアプローチができていなかったのではないかと、ないしはお子様やお孫さんのことをどこにも相談していない、そういうことが分かりました。もしかするとケアマネジャーさん自身が家族の支援等について問題視をしていないのか、それとも本人の介護者として見ているのではないかとこちらとしては考えました。

そもそもケアマネジャーさんにつきましては、この8050問題ですとかヤングケアラーの「入口」を担う役割が非常に多いんですね。実際に潜在的なひきこもり(8050問題)を発見するのは、高齢者支援のグループとしてケアマネジャーさんというのが全体の37%であるということがKHJ全国ひきこもり家族会連合会の実態調査で分かっております。こちらは、ほかの機関と比べますとケアマネジャーさんは結構高い数値なんですね。にもかかわらず、先ほどのケースでもありましたようにケアマネジャーさんにこちらから働きかけをさせていただいたと、そもそも相談件数が少ないのはなぜなのかと考えました。それが、こちらのスライドにありますような包括追分が感じました括弧づけ「危機感」とさせていただいたところでございます。これはケアマネジャーさん個人の問題なのか、それともケアマネジャー全体の意識の問題なのかということ、改めて考えなければならないということが、包括内の話し合いでも出てきました。

実際にケアマネジャーさんもいなくなってしまうと、ご自宅に伺う、訪問するきっかけを失ってしまい、その結果その家族がブラックボックス化し、結局、表に出てくるときには相当悪化して出てくるということになっていて、そのご家族さんが苦しんで苦しんで苦しんでやっと表に出てくることとなります。そのようなことになってしまわないようにしていく必要があるのではないかと考えております。

ちなみに、こちらでもしひきこもり世帯ないしはヤングケアラー世帯がいらっしゃるご家庭にケアマネジャーさんをお願いするときには、実はこの方は8050世帯ですと



かヤングケアラーの予備軍の方がいらっしゃるということをお伝えさせていただいております。その結果、ケアマネジャーさんもそのことを意識していただいて、実はこういう状況です、訪問した結果こういう状況ですということを常日頃ご連絡いただくことになり、その世帯に容易に関わることができるようになりました。

それを踏まえて、あんしん相談センター追分の取組の一つ目としまして、令和4年3月にケアマネジャーさんの交流会、ケアマネ交流会を開催させていただきました。そのときにご参加いただいた方々、ケアマネジャーさん以外に行政機関の方、それから社会福祉協議会さん、それから若者サポートステーションさんにもご参加をいただいたところです。その内容につきましては、私のほうから8050問題とヤングケアラーについてご説明をさせていただきました。

そもそも8050問題というのは、厚生労働省が平成27年12月に出されました生活困窮者自立支援制度ニュースレターの中に、8050問題については80歳代の親と50歳代の子ども、未就労の子どもが同居している世帯というふうに書かれておりまして、8050問題については特にこれという定義はないんですね。子どもが仕事をしていない世帯というのはひきこもりだけではなくて介護離職であったり、あとは高齢の親が障害のある子どもを介護する、逆に高齢の親を障害のある子どもが介護するという老障介護であったり障老介護という現状もあります。それも含めてやはり8050問題を考えていかなければならないかなと思ひまして、そのことも含めて私のほうでご説明をさせていただいた次第です。

その結果、ケアマネジャーさんの意識としましては、まずヤングケアラーについて言葉すら知らなかった、あと、8050問題とかひきこもりについて言葉は知っていたけども、寝た子を起こすのかというご意見もいただきました。その内容を受けて、いや、そういうことではないですよということをご説明させていただきました、各皆様方がやはり何らかの支援が必要、いろいろ関わっていただくことが必要というご意見を頂戴したところでございます。

次のスライドになります。

ですが、このようなご意見をお持ちいただいた方もあくまでこの交流会に参加いただいた方々になりますので、より多くの方々に周知をしていく必要があるだろうと当包括では考えました。その後、交流会にご参加いただいたケアマネジャーさんのうち8050問題ないしはヤングケアラーを現在・過去ご担当されていた方々で、主任ケアマネジャーさん、いわゆる主任介護専門員の方以外のケアマネジャーさんにお越しいただきまして、令和4年の5月から7月、毎月開催で3回、広報資料を作成するための検討委員会というのをお願いさせていただきました、当包括が事務局をさせていただいてチラシのほうを作成させていただいた次第です。

今回、主任ケアマネジャーさんにお声がけしなかった理由というのは、ケアマネジャーさんはやはり主任ケアマネジャーさんに遠慮してしまうところがあるので、そうなるのは自由闊達なご意見交換がきませんので、あえて主任ケアマネジャーさんにお声がけしなかったという経過がございます。

こちらの検討会の内容につきましては、1回目、2回目、3回目というふうにご覧いただきまして、1回目のヤングケアラーや8050問題について確認、意見交

換。2回目が、1回目の内容を踏まえてどのような広報資料にするか。3回目は、チラシ原案を提案させていただいたところです。今回、別途配付をさせていただきましたチラシが、ケアマネジャーさんとか、あとは関係機関の方々にご協力をいただいて作成させていただいたチラシになります。チラシにつきましては、ひきこもり家族連合会の深谷さん、それからヤングケアラーでは第一人者であります成蹊大学の澁谷智子先生、それから東京都のヤングケアラー支援マニュアルの作成委員でもあり、当時立教大学助教でもありました、田中悠美子先生にもご協力をいただいた次第です。

チラシを作成させていただいた後、こちらを1回配っただけではやはり効果としてはあまり上がってこないというのがあると思いますので、単発ではなく年に4回、四半期ごとにケアマネジャーさんにこちらから配布をさせていただいております。その結果、包括追分圏域外のケアマネジャーさんから包括追分の圏域に住んでいらっしゃる方のヤングケアラーのご相談が1件ありました。ですけども、まだ1件しかございませんので、今後はやはりより多くのケアマネジャーさんに8050問題等を認識していただく必要があるのかなと思っております。また、ケアマネジャーさんの事業所以外へのチラシの配布というの、やはり今後の課題として出てきているのかなと思っております。

ここからはセンター長の小島に報告をバトンタッチさせていただきたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

続きまして、小島のほうから報告させていただきます。

小島センター長

おはようございます。あんしん相談センター追分のセンター長をしております小島と申します。引き続きよろしく願いいたします。

スライドの33ページになります。

チラシ作成に当たり留意したこととして、まずはケアマネジャーさんたちが負担にならないような文言を選択しました。一番表書きのところにごございますように、協力が必要ですとお願いするような文言にいたしました。また、具体例を入れて気づきを促すようなアプローチをさせていただきました。そして、最後に、みんなでつながっていきましょうという、包括が積極的に協働していくという意識づけを記載いたしました。

続きまして、34ページの最初になります。高齢者あんしん相談センター追分としての総括とそれに対する意向です。

チラシを配布することでほかの包括支援センターとの関係性や温度感について、ケアマネジャーから、追分は相談に乗ってくれるがほかの包括さんはどうなのかしら、もしくは思うように動いてもらえないことがあったという実態の声が上がりました。もしそのようなことがあったとしても、当包括としては協働していきたいということを積極的にアピールさせていただいて、ケアマネジャーにもそのように認識していただけるように働きかけをいたしました。実際、ケアマネジャーさんは多忙であり家族支援まで手が回らない、どのように支援していいかわからないという声や、お子さんを介護者として実際にケアプランのほうに位置づけている方もいらっしゃいました。例えばデイへの送り出しは小学生のお孫さん、入浴の見守りは仕事をしていないひきこもりの50代の息子さんと、そもそもが8050問題、ヤングケアラーを認識していないケアマネジャーさんもいるということだと私たちは感じました。

ケアマネジャーさんに家族の概要を伺って、この息子さんは何で働いていないんでし

ようか、日中家にいるのはどのような理由でしょうかと聞いても、長年ひきこもりっていると伺っていますという返答のみで特に大きな手だてをされていないという現状がございました。むしろ手があるから介護者としてプランに入れていたというのが現状です。

35ページになります。改めて包括支援センターについて考えてみました。

ケアマネジャーとの関係について。潜在的ひきこもりを発見するのはケアマネジャーさんが37%と先ほどのお話にもございましたが、包括に相談がないのはなぜかというところに課題を置きました。相談ケースが伸びないのもしかしたらケアマネジャーと自分たちの関係性に問題があるのではないか、それにそんなに包括には相談したくないのか、実際に相談をしてもそれは包括の案件ではないですよと言われてしまったという実際のケアマネジャーの声もありました。

36ページになります。高齢者あんしん相談センター追分として望むこと。

まず、その①として、ただいま第9期の介護保険計画基本方針では、包括の機能強化と家族・ケアラー支援と、高齢者だけでなく多問題点ケースへの対応がうたわれると思います。しかしながら、包括としての現状は人員不足によって対応がぎりぎりな状況になっております。当センターでは欠員が幸いいないのですが、緊急時の対応や、すぐに終結できるような事案がほとんどなく、支援が長期化しております。毎日、当センターでもお当番というものを配置して、来所の相談であったり電話対応をしてセンターから外出しないように対応はしているのですが、それでもやはり緊急の事案が発生する毎日です。しまいには、事務員一人が対応して電話の対応をしているというところがあります。こういうことをしていると、ひいては住民さんへの不利益が生じてしまう可能性もなきにしもあらずといったぎりぎりの状態で我々は運営をしております。ぜひ、皆様人員の配置の増員や適切な予算措置等を早急な課題として挙げていただきたいと思っております。

また、多岐にわたる問題ケースが増えております。包括支援センターの機能として、高齢者だけではなく子どもや障害者が誰でも相談しやすい場所となって、そこから適切な機関につなげられるように、八王子市、21包括ございますが、皆さんが同様の意識を持って、地域住民にとって身近で相談しやすい場所となることが必要であると考えております。

続きまして、37ページになります。望むこととして、その②です。

当圏域の民生委員さんからは、はちまるサポートに相談する方があまりいないという声がありました。実際、当包括でも今まで相談をしたケースが少なく、今後は連携していきたいと考えておりますが、はちまるサポートさんも数か所の包括を担当されていて大変多忙と伺っております。現状、追分のほうでは、はちまるサポートと同様の業務を担わざるを得ないという状況です。今後は、はちまるサポートさんのサテライトの設置の検討ですとか、はちまるさんと包括との情報共有のための連携の強化会議などの場の設定ですとか、人員の充足、住民さんへの業務内容の周知などをしていきたいと考えております。

続きまして、ヤングケアラーやひきこもりの支援の相談担当ができる窓口の設置を希望しております。一例として、岡山県総社市や文京区など、専門窓口を設置していると伺っております。若い人が精神疾患を患っている親を見ていたりして、先ほどもありま

したが、いつまでこの介護が続くのか、先の見えない介護をし続けることで自分の将来がどうになってしまうのか、このまま学業も仕事もできないのではないかと、そんな思いで介護をしている方も多いはず。はちまるサポートさんだけでなく、ひきこもりやヤングケアラーなどの専門的相談ができるワンストップ機能の窓口が必要なのではないかと考えております。

続きまして、38ページになります。

追分として望むこと三つ目としまして、現在のところ、8050問題、ヤングケアラーの発見にはケアマネジャーさんの存在が必要不可欠であるとお話ししてきました。しかし、日常にご多忙であるケアマネジャーさんが全員困難事例と向き合わなければいけないということが今後かなりの確率で発生してくると思われ。その対応に多様なスキルを持ち合わせていくということが大きな問題になっております。そのときに、もちろん包括にご相談していただくというのが大前提となっておりますが、ケアマネさん自身のスキルアップにつながるような研修を検討していただくことも大切な一助になるのではないかと考えております。

ケアマネジャーさんによっては、ひきこもりの息子さんがいることでこの家族は成り立っているんだと、何がいけないんでしょうかと、あと、先ほどもありましたが寝た子を起こしてどうするんですかと言われたことも実際にございます。確かに一理あると思うのですが、10年先、親亡き後のことを考えたときに、やはり地域とのつながりを持っていないということは孤独死問題ですとか経済的困窮等が見えてくるという予測ができていない、また、包括職員として明らかに今後、支援対象者になり得る家庭だということも予測できている、なのにみすみす見逃すことはできないという現状があります。介入や支援開始にかなりの時間と根気が必要な仕事ですので、できるだけ早期に発見だけでもしておいて介入のチャンスを狙うということが、ひいては支援困難者を増やさずに業務の多忙が見込まれないのかなというふうに思っております。

そして、包括支援センターとして当センターの課題でもありますが、気軽に相談できる窓口として21包括センターが共通認識の下で同じ対応ができる、親身になって相談、援助者として、自分たちケアマネジャーの後方支援者であるという再度の信頼関係を構築していく必要があると思っております。同時に、住民さんにとっても一番身近な窓口として包括支援センターがあつて、何か困ったら高齢者でなくてもどこかの機関につなげてくれるところ、何か助言をしてもらえるところということで安心していただくための機関として我々は存在していかなければいけないかなと思っております。住民さんは包括を選べないという考えの下に、包括で相談しても何も糸口が見つからなかったとなると住民さんは二度と包括には相談に来ないという逆効果になってしまいます。将来の予測される多問題事例を最小化していくためにも、重層的支援体制整備事業においては早期発見・早期対応できるように、当方としても今後も力を入れていきたいと思っております。

あんしん相談センター追分からの報告は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

それでは、最後のスライドの39ページをご覧ください。本日の審議内容でございます。

田代補佐

令和4年度における地域ケア会議として取り上げられた地域の実態把握、課題がある家族の早期発見・早期対応の取組は2圏域でありました。地域の実態把握は早期支援につながる最初のアクションであり、また、ケアマネジャーに着目した取組は、8050問題など課題がある家族のより一層の早期発見・早期対応につながります。これら取組は、事態が超困難ケースや重篤な事件が発生してしまう前にセンター等支援機関が早期に対応していく重要な取組であると考えています。

「高齢者あんしん相談センター」は市内に21か所ありますが、市民はセンターを選ぶことはできません。このため、どこの圏域においても一定の行政サービスを提供することは必須のことです。

以上のことから、地域の実態調査、早期発見・早期対応の取組は、市内全域の高齢者あんしん相談センターで当たり前の取組としていければいいなと思っております。このことは、同時に、ゆくゆくは今後役割が増えていく高齢者あんしん相談センターの負担軽減と機能強化の一つになっていくと考えています。今回の由井、追分の事例報告も参考にいただきまして、地域の実態把握、早期発見・早期対応の取組についてご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

説明は以上になります。

平川会長

ありがとうございます。非常に興味深いなと思いますが、何かご質問や追加の発言はあるでしょうか。大体20分ぐらいで頑張りたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

田中委員

ただいまの高齢者あんしん相談センター由井、追分の事例発表を拝聴して、先ず肝心なのは、「第4期地域福祉計画」にある「地域福祉の担い手」とは、“主に個人や団体で活動する住民ボランティアやNPO、民生委員・児童委員などの制度に基づき活動する福祉関係者、社会福祉関係の事業者など、住民の福祉を目的に活動している方（団体）がそれにあたります。”とあります。

私が拘ったのは、「個人や」の個人とはどういう人を個人と呼ぶのか？他の自治体の例で言えば、個人のボランティアを地域の身近なところで、「地域福祉推進委員」（無償ボランティア）と呼称し活動をしていて頼りにされている人を言うようです。八王子ではその個人が不分明で明確にすべきと思います。

そのこととは別に非常に驚いたのは、ケアマネさんが8050問題やヤングケアラーなどの問題の認識不足とのこと。結局、ケアマネに対するアプローチが不十分なのか、ケアマネ自身の認識が不足しているのか？ケアマネが中学校・高校などで情報を得るなど、その努力をする必要があると思います。

このような事例は、由井や追分のみでなく21圏域が共有する必要があると思います。そして21圏域のどこでも連携し対応が可能になること、つまり水平展開が今後益々必要になってくると思います。

それからはちまるサポートの問題も指摘がありましたが、「第4期地域福祉計画」では、13カ所を15カ所にして、基幹型と個別支援型6カ所と、9カ所を個別支援型に組み替えを計画しておりますが、この区分ではちまるサポートと包括21圏域と連携し機能するのかが疑問です。

今後の経済情勢からみると、8050問題やヤングケアラーの問題は深刻になってくると

<p>平川会長 澤井委員</p>	<p>予測されます。これから関係機関がより連携して真剣に取り組まないと必要な支援がタイムリーにできない恐れがあります。</p> <p>発表事例から私の意見を申しあげました。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。はい、どうぞ。</p> <p>一般の市民の方というのは、高齢者あんしん相談センターを知らない場合が多いと思います。それを周知して分かっていたのが一番かなと思いました。</p>
<p>平川会長 澤井委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私は高齢者の実態調査を、民生委員としてやっておりますので、そうすると一般の住民の方からこういう方がいるんですということをよく聞きます。その実態調査以外にも何かチラシを配るとか、そういうものがあればまた発見が早くなるかなと思います。</p>
<p>平川会長 矢口委員</p>	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>今話を聞いていて、今、世の中いろいろ考えてみても、普通の一般の人がまず8050やヤングケアラーについて知らないことには、自分がその立場になっていないと、気づかないこともあるんですね。実際に言葉でメタボやロコモやフレイルという言葉がこれだけやっとな世の中に出てきて、やっとな一般の人でも認知できたぐらいなので、この8050もヤングケアラーももうメディアに出ていますし、関係者の人たちはちゃんと知っていると思うのですが、実際、私も今年度、自分の子どもにそういう話をしてみたら何が何だかハテナ状態なので、学生たちとか早期からひきこもりになってしまった人が周りにいるかもしれないので、学校教育などで、もっと周知できるような環境があるといいのではないのかなと思いました。</p>
<p>平川会長 添石委員</p>	<p>ありがとうございます。どうぞ。</p> <p>今お話を伺ってしまして、今回の8050問題についてもともと令和4年度の地域ケア全体の中で課題として上がってきて、この地域ケア推進会議の中でこういう課題があるというのが取り上げられていると思うんですね。本来ですとこの地域ケア会議、地域ケア推進会議を通して、それを施策として全包括に向けて何か発信していくようなものを決めていくのがこの会議の位置づけなのかなと認識しているのですが、そういった中で今回これからこの8050問題、ヤングケアラー等の問題について包括で取り上げていこうというような流れができつつあるのに、今回の資料を見ますと21包括のうち2包括でしかできていないというのが一つの大きな課題なのかなと感じました。なので、せっかくすごくいい事例をご紹介いただいたので、こうしたいい取組をほかの包括でも広げていくということはこの会議として進めていくことが、この場で決定できるのがいいのかなと感じます。具体的にどういうことをやってもらうのかについては、今いろんな委員からお話でしたが、啓発活動が足りないということが1点と、あとは実態把握をしないと本当にどれぐらいの人が困っているか分からないし、そして実態把握ができれば、これぐらいの人が潜在的にいるわけだからそれに対応できる専門の相談窓口等を今度これぐらい設置しなきゃ駄目だということ次に進めていけるのかなということを感じた次第です。</p>
<p>平川会長 山田委員</p>	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>今のお話にもあったように、必要なことはいろいろあると思いますが、そういう問題を発見する端緒が非常に重要じゃないかと思いました。そのきっかけというのはいろん</p>

<p>平川会長 田中委員</p>	<p>なところに恐らくあると思うんですね。当事者に直接会ったりしてもなかなかうまく話が取れなかったり、あるいは拒否されたりということであれば、周りから攻めていくという、それがやはり地域の人たちになろうと思います。あるいは身近にいる近隣の人、そういう人たちからいかに情報を収集していくのが非常にきっかけをキャッチできる元になるのではないかと。そういう意味では、地域で活動されているケアマネジャーさんもそうだと思いますが、やはり民生委員の方の活動が非常に重要じゃないかと思います。日頃何げなく話しても、ちょっとしたことでも何かのきっかけが恐らく出てくる、高齢者問題、あるいは虐待の問題もそうだと思いますが、そんなような活動をぜひしていただく、またそういう支援をしていく必要があるのではないかと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>すみません。最後に一言。</p>
<p>平川会長</p>	<p>21 圏域の包括の中で、定期的に地域ケア会議を実施している圏域はどのくらいありますか？きちんと定期的の実施できていないように思いますが。地域ケア会議を実施しないと、8050 問題やヤングケアラーの問題にしても把握できないと思います。ですから、地域ケア会議を行っている圏域とそうでない圏域とは、対応に差が出てきます。定期的な開催を徹底する必要があると思います。</p>
<p>平川会長 田代補佐</p>	<p>どうでしょう、地域ケア会議の実態として、私はほとんどやっているものと思っているのですが。やっていないところもあるのでしょうか。</p> <p>地域ケア会議につきましては全圏域において、回数にばらつきはあるもののやっております。課題としては、自立支援型の地域ケア会議ができていないというような課題もありますので、そこは契約内容の見直しなどを通じて、しっかりとやるべきことを明記するというを今後も考えております。</p>
<p>平川会長 福井委員</p>	<p>ぜひ進めていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>今回の実態調査とか、包括さんは業務が多岐にわたっていると思うのですが、何を重点的にその包括がやっているかということで違いが出てくるかと思います。先ほどお話があったように、やはり人材の不足などの問題はあると思いますので、そこに適切な予算をつけていただいて、人員をより確保していただくということが重要なかなと思っております。できるだけケアマネジャーさんが、先ほどいろんなお話があった中で、質の問題なのか組織的な問題があるのかというのは、恐らく人的な問題のほうが強いのかなというところがありますので、その辺は認識していただくような機会をもっと設けるべきかなと思っております。以上です。</p>
<p>平川会長 下田委員</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。ケアマネジャーの問題は、簡単に人を増やせばいいということではなく、もっと根本的な問題もあります。大事な課題でございます。人がどんどん減っているため、これ以上負担をかけられるかどうか。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。</p> <p>今までのお話を伺っていると、これまでは高齢者、主に認知症の方の社会復帰である予防介護的なことをテーマに進んできているわけですが、前回、今回もお話を伺っていると、こういう8050問題とかヤングケアラーの問題などがあって、今まで議論してきたこと以上に深刻で重大な問題が、しかもそれが放置されたままきているんだということが分かってきました。ほかに受皿があればいいのですが、この会議も名前が高</p>

平川会長

年齢福祉専門分科会という高齢者を主体とした会議体として、そんな意識で私どもも参加させていただいているのですが、それどころではないなど。そういう8050問題を主眼とした、家族の問題に対応するための受皿などの体制を本当につくっていかないといけない。これは意識の問題もあると思いますが、そういうところがすごく急がれているなど感じます。以上です。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。かなり時間も押してきましたが。

では、高齢問題と、私の専門の精神科にかなり絡んでいるので少しお話しすると、平成20年頃、当時ニートという言葉がはやったので、私も厚労省の研究事業を受諾してニート調査を行ったのですが、実態を調べるのが本当に難しい。結局どうしたかというところ、精神科の診療所には通っているけどそれ以外何もしていないという人を調査しました。ニートの定義が難しく、近所のコンビニぐらいは出かけるけども自分の部屋から出ない方から、家から出ない、自室から出ない方とか、あるいは6か月間以上、長くて30年、40年ニートの方もいらっしゃる。平成27年にも同様の調査で、15歳から39歳で50万人、それから40歳から50歳で11万人。これは定義としては中核的な、ほとんど外出しないけど自分の趣味ぐらいは出ていくという、定義はいろいろあるわけですが、数はものすごく多いということが分かります。そのうち40代までで背景に精神疾患を持っているという方々が大体18.4%ぐらい。15歳から20歳まで一般の患者全部含めても5%ぐらいは精神疾患を持っていますから、明らかに4倍ぐらい高い。それから、さらに40歳から64歳までを見てみますと、一般人全体では40～64歳の精神疾患は5.6%ぐらい、ほぼ変わらないのですが、ひきこもりについては30%ぐらい。メンタル面での問題を持っている方が実際に多いです。私がある頃になぜ調べたかというところ、精神科の問題よりは、包括を集めて話を聞くと奥の間に住人がいると、もう一人いる気配がするけど姿を見ないということで、調査を行ったのです。

あと、今後どうするかの方角性として思ったのは、支援の仕方がすごく難しい。先ほどの最初の事例は、1年かかったけど本当に短いですよ。もうあそこまで行かないです。どうやって本人とコンタクトを取れるかから始まって、精神科の訪問診療を受けるなんてまずあり得ない。奇跡的なことが起こってうまくいったと思うのですが、なかなかそこまでいかない。

例えば、支援者としてやってはいけないことを調べたのですが、もちろん「ひきこもりから抜けましょう」なんて言うことは絶対にまずいですし、「同じ年のやつはみんなこうやっている」という他者との比較はまずいわけですね。あるいは、どうしてもサポートをしたいのに電話をかけてしまって、手紙とか置手紙をよくやるのですがこれも結構失敗する。あともう一つが、親側の味方と思われてしまうと、これもまた難しい。

でも、ひきこもりの方というのは、全員とは言いませんが共通な心理的な背景があって、ひきこもりが長い人ほど劣等感が強いんですよ。すごい劣等感を持っていて、劣等感を持っている割には信じられないぐらい思い上がりも持っているんですよ。何とかやってみせるとか何とかするという心理があって。あとは、ひきこもりであると家族以外の人間と接するのがすごく怖い。特に人に見下されるのが大嫌いなんです。それは一つ大きな特徴です。

何となく日中は過ごして、時々荒れる。誰の目にも触れられず、親も年を取るまでは



	<p>何とかやっているけど、高齢であるとその荒れ方にも応えられなくなって問題になってしまうと。それで、荒れるときは別に、荒れて本人が気持ちよくなればいいのですが、荒れ方は決して本人にとって楽しい荒れ方ではなくて不安と恐怖で荒れちゃう。荒れて気持ちががすっきりするというわけじゃないと思ったり、大体どの方も親のせいで、学校のせいで、職場のせいという、ひきこもった理由について、どちらかという他責的な感じでストーリーを持っている方が多いんですね。本人はとにかく自信がないのもう怖くて怖くて、まず自ら行くことは無理だということは分かっているので、支援者が考えていかなければいけないと思います。これは一つ、テーマとして今後もぜひこうやって上がってきてもらって話せたらと。ひきこもりの方たちも働いてもらわないと今の日本はやっていけないので、やはり1日1時間でもいいから働いてもらうなどの形で支援して、また社会に戻すことも大事だと思います。</p> <p>その他、よろしいでしょうか。それでは、先に進めたいと思います。</p>
<p>平川会長  辻主査</p>	<p><b>3 高齢者福祉専門分科会 議題</b> <b>八王子市恩方老人憩の家のあり方について</b></p> <p>それでは、時間が迫っているので、議題3、八王子市恩方老人憩の家のあり方について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、事務局から資料2-1について説明をさせていただきます。本日、この後の議題が多くなっていますので、少し省略しながらお話をさせていただきます。</p> <p>では、資料2をご覧ください。</p> <p>今回は、八王子市恩方老人憩の家のあり方についてということで、ちょうど1年前のこの分科会でもお話ししたのですが、高齢者向けの施設として恩方老人憩の家と長房ふれあい館というものを八王子市は運営しております。憩の家につきましては、今後、来年度1年間にわたり社会福祉審議会での議論をしていただき、恐らくこの分科会で複数回にわたって皆さんで議論をしていただき、この議論の結果を踏まえて八王子市として今後どうするかを決定するというフェーズに来ております。特にご議論いただきたいのは、この趣旨の(2)に書いてあるところ、施設の持続可能性や公平性、こういった観点を考慮して、今後、対象者を高齢者に特化した機能やサービスを続けていくべきかどうか、必要性の有無といったところ、この議論を前提にして今後憩の家をどうやっていくのかということを議論していく想定でおります。あくまでも本番の議論は来年度にはなってくるのですが、本日は、どんなことについて来年度議論していくか、調べていく必要があるかといった要点の洗い出しを目的にして短時間で皆さんに意見を言っていただきたいなと思っています。</p> <p>続いて、報告2、施設に係る基本情報等を受けて、こちら1年前にもお話しした内容と多少共通しますので省略しながらお話ししますが、資料2-2をご覧ください。</p> <p>こちらは恩方憩の家の基本情報です。設置目的、こちらが昭和49年にできた条例に書いてあるもので、教養の向上及びレクリエーション等のための場を提供するとともに高齢者の福祉の増進に寄与する、これを目的とした施設として昭和49年から運営されております。次のページに飛んでしまうのですが、11番、延べ利用者、平成17年からの記録を持っているのですが、基本的にはずっと利用者数は伸びているような状況です。令和2年度、3年度、コロナの影響でがくっと下がってはいるのですが、だんだん</p>

また増加傾向にあるというのが現状です。

12番なのですが、令和4年度より利用者向けのアンケートを実施しておりまして、こういった目的で利用されているのか、どこに住んでいるのかといったことをお伺いしています。分かったことはいろいろあるのですが、例えば(3)の利用頻度、施設全体も入浴施設も、使う人は大体週に1回や2回、リピーターとして来ている方が多いということが分かりました。

では、また資料2-1に戻させていただきます。

今、2の(1)基本情報についてあったのですが、こういった施設のある恩方について、(2)下恩方町の認定率、これは要介護の認定を受けた人の割合を出しているのですが、大体この市内の平均的な位置に来ております。これは施設の存在意義の一つに高齢者の介護予防とかそういったものがあるので、どのぐらい関連性があるかなということのでこちらの数字を出しております。

続いて、(4)なのですが、参考情報として、そちら恩方老人憩の家には隣に恩方農村環境改善センターというものがございまして、詳細は資料2-3なのですが、今日は読み上げるのは省略させていただきます。簡単に言うと、会議室や小さな体育館を年齢に関係なく市民に無料で貸し出しているという施設です。

続いて、資料2-1の3番、あり方検討の背景、やはり社会環境の変化、昭和49年と今では高齢者の数、割合であったり、例えばお風呂のある家・ない家の割合とか、民間でのいろんなサービスの向上といったことで社会背景が大きく変わってきております。その中でこの今の老人憩の家の設置目的が時代に合っているのかを見直さなければいけない時期に来ている、というのが一つです。

続いて、(2)、先ほど申し上げた裏のページ、農村環境改善センターとの利用実態の類似性や施設の効率的な管理という視点でも、よりコストパフォーマンスのいい方法はないか検討する必要があります。

三つ目が、八王子市全体で入浴施設の廃止という流れが今ございます。それぞれ施設の老朽化により維持管理費の増加など理由はあるのですが、防災機能を踏まえた広場であったり、子どもが環境について学べる場をつくるなどの形で使い道の変更が行われているものがございます。

続いて、4番、全国・他市の事例について、(1)憩の家及び老人福祉センター 全国の数、詳細は後でご覧いただければと思うのですが、大きな傾向としては少しずつ減っているような状況です。ただ、老人憩の家については、平成20年以降、統計的なデータがないので、少し中途半端なグラフにはなっております。

また資料2-1に戻りまして、4の(2)他市の廃止事例ということで、京都市、新宿区、上越市などで同様の施設が目的転換をされたという事例を載せています。

続いて、5番、昨年度の分科会でいただいた意見、こちらは振り返りになります。まず、その(1)は、高齢者向けの施設といっても、今、長房と恩方の2か所だけというのはほかの場所に住んでいる人にとってはどうなのかというご意見です。あとは、施設自体を知らない方が多い、周知が足りないのではないかとというご意見です。

三つ目が、入浴施設については独自運営なのか民間運営の補助なのか、こういったやり方を考えたらいいのではないかとというご意見。

	<p>四つ目、その設置目的自体が抽象的、不明確である。市民の交流の場ということであれば市民センターもあるのではないかというご意見もいただいています。</p> <p>5番目が、高齢者だけが利用できるというよりは世代を超えて利用できるほうが納税者にとっては平等なのではないか、そういった様々なご意見をいただいております。</p> <p>続いて、3ページ目、今後の検討スケジュールです。</p> <p>また、令和6年度に利用者アンケートなどを行いながら、おおむね3回ぐらいにわたりあり方の検討を進めてまいります。これに基づいて令和6年度中に今後の方向性を市として明確に決定し、その後の取組につなげていくという想定です。</p> <p>7番が参考情報です。これまでいろいろと検討してきた中で、例えば浴室のみ廃止とか、あと、高齢者の介護予防のためのリエイブルメントセンターのサテライトとして使うとか、市民センターとして使うなど、幾つかの可能性について検討はしてきたのですが、これはほかの取組との整合性の面やコスト削減効果などから、あまり現実的ではないというのがこれまでにでてきたものです。</p> <p>以上が資料の説明でございます。本日はこの件について結論を出すような議論というのは時間的には難しいので、こんな視点もあるのではないかとか、それについて現状がどうなっているか知りたい、例えば来年度、利用者アンケートでこういうことを聞いてみたらとか、こういった形で来年度の4月の検討に向けての検討の切り口だったり、調べたい、確認すべき事項をブレインストーミング的に上げていただけるような形でご意見をいただければと思います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。ありがとうございます。</p>
平川会長	<p>ありがとうございます。最後にこれだけ言いたいということがあればどうですか。おおむねもうまとめられてしまっているような話ですが、何かほかにありますか、このことについて。はい、どうぞ。</p>
塚本委員	<p>ありがとうございます。昨今の災害状況の発生状況を鑑みましても、もちろん想定の中には入ってはおられるとは思いますが、災害になったときに避難所としての機能性を併せ持った場所として想定していただけたらと思います。トイレですとか、巡回して医療サービスを受けるような場所にもなり得ると思いますので、その辺りを想定した検討をお願いできたらと思っております。</p>
平川会長 添石委員	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。</p> <p>すみません、確認なのですが、以前の検討会、長房のときは建物を維持するのが前提のお話だった気がするのですが、恩方に関しては廃止というのも一つの選択肢として考えていいということでしょうか。</p>
辻主査 添石委員	<p>そうです。これはもうゼロベースで1年しっかり考えていくイメージです。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p>
平川会長 杉原副会長	<p>はい、どうぞ。</p> <p>3ページ目の可能性のない選択肢について、少しよく分からないのですが、2番目のリエイブルメントセンターの転換はアクセスが悪く人が集まりにくい、だから可能性がないというのは理解できないんですね。市の方向としてもリエイブルメントは力を入れようとしていて、こういう場所を増やしていこうという方向性で、取組としても通いの場を増やしましょうという話がある中で、アクセスが悪いから駄目というのがちょっと</p>

<p>吉本課長</p> <p>平川会長</p> <p>吉本課長</p> <p>平川会長</p>	<p>分からない。人が集まりにくいなら集まるような工夫をすればいいのではないかと思いますし、むしろアクセスの悪いところにこういう拠点を置くことにこそ意味があるのではないかと思いますので、これは詳しくご説明いただけますか。</p> <p>では、私からご説明させていただきます。</p> <p>今、リエイブルメントセンターは本町にありまして、サテライトの会場も元八王子に1か所、今、開設をしている状況です。恩方老人憩の家のある場所というのが、当然リエイブルメントセンターですからご本人が通える方ということになるかと思えます。どうしてもバスの便も悪かったりとか、あと、今実際に老人憩の家を利用されている方もマイカー、自家用車で乗り合いして行かれるような状況もあったりして、通所Bの対象者になる方がそういう形でアクセスができるかというところ、利便性のところで難しいのではないかと我々としては感触を持ちました。なかなかそれだと人が集まりにくいとか、人が行きにくい場所にあるというところで、難しいのではないかと考えたところで</p> <p>そうすると、行きやすいところにつくる可能性もあるわけでしょうか。</p> <p>そうですね。これは今検討中なのですが、東浅川保健福祉センターにサテライトを設置することを考えておりまして、今、西部に偏っている部分もあるので、今後は東部、東南部、ニュータウンの地域にも検討していきたいと考えております。</p> <p>ぜひ、次回もそれを含めて検討をお願いしたいと思います。ほか、いかがでしょうか。</p>
<p>平川会長</p> <p>長谷部補佐</p>	<p><b>4 高齢者福祉専門分科会 報告</b></p> <p><b>(1) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他市との比較について</b></p> <p>それでは、報告事項に入っていきます。地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他市との比較について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>私から説明いたします。介護保険課の長谷部と申します。私からは、地域包括的ケア「見える化」システムを活用した介護保険事業の他市自治体との比較についてご説明いたします。資料3-1と3-2をご覧ください。資料3-2の地域包括ケア「見える化」システムの地域比較につきまして、3-1の資料を使って説明いたします。</p> <p>3-1の1枚目、2ページをご覧ください。</p> <p>報告の趣旨なのですが、介護保険制度では、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組が求められています。地域包括ケアシステムのさらなる強化に向けて、地域包括ケア「見える化」システムを活用して地域の実情を比較分析するものでございます。</p> <p>続きまして、下のほうの報告意義についてご覧ください。</p> <p>この地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析は、国の保険者機能強化推進交付金等の評価指標にも載っております。</p> <p>続きまして、ページをめくっていただきまして3ページ、4ページをご覧ください。調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布の表となっております。</p> <p>八王子の軽度の認定率は49自治体で3番目に高い数値となっております。また、重度認定率につきましては、都内の自治体で一番低いという形になっております。星印、軽度認定率につきましては令和3年度より下降傾向となっております、全国平均に近</p>

づいている状況です。一方、重度認定率なのですが、八王子市、全国平均ともに下落傾向となっております、これは新型コロナによる自然減などの影響が考えられています。

続きまして、5ページ、6ページのほうをご覧くださいと思います。調整済み第1号被保険者一人当たりの給付月額を表になっております。

在宅サービスにつきましては八王子市は49の自治体中10番目に低い値となっております、あと、施設・居住系のサービスは17番目に低い値となっております。施設・居住系サービスの給付月額が全国平均より低い傾向となっておりますが、これにつきましては重度認定率が全国平均より低いことの影響などが考えられております。

あと、在宅サービスの給付月額が全国平均より低い傾向となっておりますが、これは軽度認定率が全国平均より高く、かつ、在宅サービスの受給率が低いことの影響などが考えられています。一人当たりの給付費につきましては、全国的に前年度より下落、下降傾向になっているのですが、これも新型コロナによる利用控えの影響などが考えられております。

続きまして、ページをめくっていただきまして7ページ、8ページをご覧くださいと思います。

7ページ目の上の表、第1号被保険者一人当たりの給付月額（重度者及び軽度者）となっているのですが、重度者一人当たりの給付月額が全国平均・都平均より低い傾向となっております。先ほどの重度認定率が八王子市は全国平均・・・と考えられております。軽度の方の一人当たりの給付月額が全国平均・都平均と同ペースになっているのですが、軽度認定率が八王子市は全国平均より高く、給付月額が同程度となっておりますが、これは在宅サービスの受給者一人当たりの給付月額、サービス利用者一人当たりの給付月額が全国平均・都平均より低い傾向であることが影響として考えられます。

居住系サービスの受給率の状況なのですが、受給率は全国平均・都平均より低い傾向となっております。これは、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームなどの施設の入居率が高くなっておりまして、今後の需要を予想して計画的に施設の整備を行っていく予定になっております。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。具体的施策に向けた今後の取組等について説明いたします。

八王子市の特徴としまして、相談・申請窓口へのアクセスが容易という特徴があるのですが、今後は高齢者あんしん相談センターの窓口のコーディネートの機能を強化して取組を進めていきたいと考えております。

中期計画においては多様な職種や機関が連携して個人や地域の課題を解決するという事を施策目標に掲げておりまして、基幹型包括を中心とし、あんしん相談センターの機能強化・負担軽減・関係者の連携強化をできればと考えております。

二つ目の特徴としまして、状態改善が見込める軽度の認定者が多く存在するという特徴があるのですが、今後も自立支援・重度化防止に向けた取組を推進していきまして、中期では高齢者自身が主役の介護予防と活躍推進ということを重要テーマに掲げ、市民が介護予防に資する活動に取り組み、要支援・要介護認定になりにくくするという施策目標を掲げております。

最後、認定を受けている方が多いのですが利用していない方が多いという特徴がある

<p>平川会長</p> <p>杉原副会長</p> <p>中山課長</p> <p>杉原副会長</p> <p>中山課長</p> <p>平川会長</p>	<p>のですが、今後、適正な認定が行われるように認定審査会の委員の方に本市の認定状況等の情報を提供したりして、自立に向けて必要なサービスを提供するための適切な認定が行われているという施策目標を掲げ取組を推進していきたいと考えております。</p> <p>私からの報告は以上になります。</p> <p>ありがとうございます。いかがでしょうか。前とそんなに変わらないという感じでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>資料の中で重度者一人当たりの給付月額が全国・都平均より低い傾向というか、そこが分からなかったのですが、一人当たりの重度者、一人当たりの給付月額が低いというのは、解釈としては一つは利用抑制があるのではないかと。本来使いたい、使う必要があるにもかかわらず、仮にこの全国の平均値が本来事業者が使うべき額であると考えた場合、それよりも低いというのはいくらかの利用抑制が起きているのではないかとこの可能性が考えられますよね。もう一つは、八王子の重度者が比較のお金の高い施設サービスではなく、在宅介護の体制が整っていて在宅で何とかできている、だから安くなっているという、両方の解釈が成り立つと思うのですが、どちらですか。</p> <p>こちらの重度者というのが、分母が被保険者数になっているので、だから重度者の中での他市との比較というのではなく、分母が被保険者数分の重度者の方たちのサービス量となっているので。</p> <p>重度者一人当たりという言葉がちょっと違うということですよ。</p> <p>そうですね。細かい計算式の関係なのですが。だから、重度者の方で施設に入っていれば施設で大体一月幾らと決まっているものがありますので、そこというのはその差があるわけではないんですね。重度者自体は比率として少ないので、そのサービス総量を分子にしているのです。</p> <p>ほかはどうですか。よろしいですか。</p>
<p>平川会長</p> <p>野口主査</p>	<p><b>(2)八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について</b></p> <p>それでは、(2)の八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>高齢者いきいき課の野口と申します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、資料4、八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者の指定についてご説明いたします。</p> <p>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、八王子市高齢者在宅サービスセンター中野の指定管理者を指定したものです。</p> <p>指定管理者は社会福祉法人一誠会です。</p> <p>今回の公募では、今まで指定管理を行っていた法人から応募がなく、公募期間を延長した結果、社会福祉法人一誠会から応募があり、指定いたしました。</p> <p>指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日です。</p> <p>選定理由としては、施設の管理運営を安定して行うことができる実績、能力を有していたこと、市内で複数の介護サービス施設を運営しているノウハウを活かし、市民に質の高いサービスを提供するための提案が優れていたこと。財務状況においても、専門家による分析で経営上特に問題ないとされ、指定管理者の候補者にふさわしいと判断しました。</p>

<p>平川会長</p>	<p>選考は、一次選考、二次選考を行いました。二次選考では、福祉関係者、高齢者団体の代表など計6名で構成される評価会議を開催し、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ意見を聴取した結果、評価点としては各項目6割以上で合格基準を満たしていたため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和5年第1回市議会定例会に議案を提出、議決され、令和5年12月18日に指定を行ったところ です。</p> <p>説明は以上であります。</p> <p>報告ありがとうございます。</p>
<p>平川会長 野口主査</p>	<p><b>(3)介護サービス事業に係る基準条例の改正及び廃止について</b></p> <p>続きまして、(3)ですが、介護サービス事業に係る基準条例の改正及び廃止について、説明をお願いします。</p> <p>それでは、資料5、介護サービス事業に係る基準条例の改正及び廃止についてご説明いたします。</p> <p>介護サービス事業に係る人員、設備、運営等の基準は、厚生労働省の基準省令を基に各自自治体が条例で定めることになっています。今回の制度改定に伴い、令和6年4月、一部6月になりますが、に向けて改定する基準条例の主な対応についてご報告いたします。</p> <p>八王子市においては、八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例ほか11個の条例を改正するとともに、省令の廃止に伴い、八王子市指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営の基準に関する条例を廃止するものです。</p> <p>改正内容としては、2の報告内容にありますように計11ページの27項目にわたりますが、その中で主なものをご説明いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。21番、協力医療機関との連携体制の構築であります。</p> <p>高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合においても、適切な対応が行われるような診療を行う体制を常時確保するなど、協力医療機関との連携体制を構築するものです。</p> <p>次に、9ページ、22番、新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携であります。</p> <p>事業者は、新興感染症の発生時の対応に取り組めるよう努めなければならないとし、また、その対応を協力医療機関との間で協議を行わなければならないとするものです。</p> <p>続いて、24番、介護現場の生産性の向上であります。</p> <p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務づけるものです。</p> <p>次に、10ページ、25番、「書面掲示」規制の見直しです。</p> <p>事業者の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、インターネット上で閲覧できるようウェブサイトに掲載することを義務づけるものです。</p> <p>続いて、26番、管理者の兼務範囲の明確化であります。</p> <p>介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事務所の範囲を同一敷地内に限らず、業務に支障のない範囲で他の事業所の職務に従事することができることとするものです。</p>

平川会長	<p>最後に、27番、身体的拘束の適正化の推進であります。</p> <p>身体拘束等の適正化のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施のほか、緊急やむを得ない場合の身体拘束等の記録等を義務づけるものであります。</p> <p>その他の項目については、各サービスに基づく条例ごとに所要の改正を行うものになります。</p> <p>説明は以上になります。</p> <p>ありがとうございます。医療機関の話ですけども、これは企業側からすると非常に困難な話ですので、実態はほとんど教育がされていません。全国の施設、八王子市内でも、24時間体制の相談、あるいは診療できるというのは非常に厳しいし、この介護保険上でやっているものですから医療保険と関係ないので、多分国が考えると思います。</p>
平川会長  辻主査      平川会長 田中委員  辻主査	<p><b>(4)第4期高齢者福祉専門分科会の市民委員の選考について</b>  <b>(5)令和6年度高齢者福祉専門分科会の日程について</b></p> <p>それでは、(4)第4期高齢者福祉専門分科会の市民委員の選考について、(5)令和6年度高齢者福祉専門分科会の日程について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>資料6・7に基づき、事務局から説明します。こちら事務的な説明ですので、要点だけにさせていただきます。</p> <p>まず、資料6、これまで3年間、高齢者福祉専門分科会市民委員として山田委員、山城委員にご活躍いただきましたが、任期満了に伴って来年度からの市民委員を今選考しております。12月15日から1月10日まで募集して、特に第1号被保険者の方は12名も応募していただきまして、皆さん、関心の高さが見えております。この中から書類選考、面接を経て、今年度中、3月上旬をめどに決定いたします。</p> <p>続いて、資料7、来年度の専門分科会の開催日程です。</p> <p>こちら書いてあるとおりでございまして、第1回につきまして日付、場所等は未定となっておりますので、そちら決まり次第ご連絡をさせていただきます。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>これらについてご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>資料7の第1回の4月中というのは、大体中旬なのか下旬なのか初旬なのかぐらいは分かりませんか。</p> <p>下旬を予定しております。</p>
平川会長 辻主査	<p><b>5 その他</b></p> <p>それでは、5のその他に入ります。事務局からお願いいたします。</p> <p>それでは、本日、本年度最後、そして今期3年間の最後の高齢者福祉専門分科会となります。令和3年度からの3年間、委員の皆様には非常に活発な議論をしていただきまして、誠に感謝申し上げます。</p> <p>また、今期で委員就任が終了となる委員の方がいらっしゃいます。6名いらっしゃいまして、平川会長、田中委員、山内委員、村上委員、山田委員、山城委員の6名です。就任期間につきましては、平川会長、田中委員、山内委員、村上委員については第1期から第3期の9年間にわたりこちらで議論をしていただきました。市民委員のお二人は3年間活動していただきました。本来であれば最終回ということでお一人ずつご挨拶い</p>



平川会長	<p>ただきたいところなのですが、時間の都合上、代表して平川会長より一言いただきたいと思ひます。</p> <p>無事卒業します平川でございます。皆さん本当にご苦労さまでした。なかなかこの専門分科会は、仕事量も多いですし、普通委員会というのは委員会に出席すればそれで済むのですが、この委員会に出なくても資料の読み込みとか様々やるが多かったと思ひますけども、活発な意見が出たのかなと思ひています。私はできる限り場和やかにして、深刻な問題でも前向きに捉えたいなというのと、いつも言っていましたけども、立川、町田に負けないように、駅前最低限、八王子が安心・安全な生活圏域ということでここに価値があるんだということを目標に頑張ってきたわけですが、本当に今回、先生方みんな闊達な方ばかりで随分助かりました。ありがとうございます。引き続き委員をされる先生方におきましては、ぜひこの流れを汲んでいただきまして、ますます八王子市が発展しますようにお力添えをよろしくお願ひします。本当にありがとうございます。</p>
辻主査	<p>平川会長、ありがとうございます。</p>
松岡部長	<p>それでは、八王子市の福祉部長より皆様にご挨拶を申し上げます。</p> <p>どうも皆様、お疲れさまでした。また、平川会長、ご挨拶ありがとうございます。今期最後の開催ということですので、私からも今日ご挨拶を申し上げます。</p> <p>まずもちまして、皆様にはお忙しい中、今期の分科会運営にご協力いただきましたこと誠にありがとうございます。委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。</p> <p>私は令和4年度から関わらせていただいております、これまで様々な審議会や懇談会を経験してきましたが、この審議会ほど活発に熱意を持って議論されている会議はほかにないのではないかと感じるところでございます。そういうことから、市といたしましては、皆様からいただいたご意見や皆様の思いをしっかりと今後の福祉施策に反映していかなければならない、と改めて感じたところでございます。</p> <p>また、皆様ご承知のとおり、皆様にもご協力をいただいて策定しております新たな高齢者計画が令和6年からスタートになります。市といたしましてもその計画をしっかりと実行しながら、今後の市におけます高齢者福祉の推進にしっかりとつないでいきたいと考えております。今回退任なさる方、また引き続き再任していただける方もいらっしゃるかと思ひますが、皆様におかれましては今後それぞれの立場からご意見、ご助言等をいただけたらと願っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうもご苦労さまでした。また、ありがとうございます。</p> <p>事務局には大変お世話になりました。ありがとうございます。</p> <p>最後に私から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>本日の会議内容についてのご意見は、1週間以内に意見書にご記入いただき、郵送、ファクスまたはEメールで事務局までお送りください。議事録についても、後日、皆様にご確認の依頼をさせていただきますので、お願ひします。</p> <p>次回、第1回は4月下旬を予定しておりますので、ご連絡をお待ちください。</p>
平川会長	
辻主査	
<b>6 閉会</b>	

平川会長

それでは、以上で本日の会議は閉会いたします。ありがとうございました。